

IMDS 使用条件確認書 V7.0（日本語参考訳）

(0) IMDS の目的

国際的・マテリアル・データ・システム（以下、「IMDS」という。）は、もともと EntServ Deutschland GmbH（EDS Operations Services GmbH の法的後継会社、DXC Technology グループ、以下「DXC」）によって開発され、運用されています。本システムは、自動車業界の複数の国際的なオンロード車両の完成車メーカー（乗用車、トラック、バス、二輪車メーカーを含む）との協働のもとで構築され、その後、電気・電子機器の完成品メーカーにも拡大されています（これらを総称して「加盟 OEM」といいます）。IMDS の目的は、部品や材料のサプライチェーン全体にわたり、環境関連情報および企業の社会的責任（CSR）・サステナビリティに関する情報を収集できるようにすることにあります。。

(1) IMDS 使用条件確認書の目的

IMDS 使用条件確認書（以下、「本書」という。）は、DXC により適切に登録された IMDS にアクセスする法人組織（以下、一般的に「ユーザ」という。）と DXC の間で、IMDS の使用およびユーザ間の相互作用に関する条件を規定するものです。

IMDS には 2 種類のユーザがいます。

- データ提供ユーザ（以降、「データ提供ユーザ」と呼ぶ）は、IMDS にデータを転送したり、受信したデータを IMDS 内に転送したりするユーザです。
- データ受領ユーザ（以降、「データ受領ユーザ」と呼ぶ）は、IMDS からデータを受信するユーザです。

本書は両方のユーザに適用され、IMDS へのアクセスと両方のユーザが互いにやり取りする方法を規定します。

なお、本書は、データ供給ユーザとデータ受領ユーザの間の契約上の権利や義務を生じさせるものではないことを確認します。

(2) IMDS の使用の範囲

ユーザが本書に含まれている条件および通知を何らの変更なしに受け入れることを条件として、全てのユーザが IMDS を使用することができます。本書の末尾にある「はい」のボタンを押すことにより、ユーザは使用条件確認書の最新版に合意することになります。また、将来のいかなるバージョンについても、第 12 項が適用されます。DXC は、本書に記載されている条件に従って IMDS および関連ソフトウェア、データベースへのアクセスとインターフェイスを使用する譲渡不能で非独占的で非永続的な権利をユーザに許諾します。

IMDS Terms of Use

本書に従った「使用」とは、IMDS とのあらゆる種類の相互作用を意味し、IMDS に接続してその機能（データ入力、データ送信、データのメンテナンス、マテリアル・データ・シート（以下、「MDS」という。）の閲覧等）を使用することのほか、IMDS のウェブ・サイトのあらゆる使用（例：材料リストの閲覧等）および関連ソフトウェアをインストールするのに必要な機能を含みます。本書における「IMDS の使用」には、オンライン、紙ベース、音声、電子等の伝達手段を問わず、さまざまな種類の IMDS 関連書類の提供や DXC によるサポートも含まれます。

プログラム・コードの逆コンパイルは禁止されています。ユーザは、一部か全部かを問わず、HP から許諾された権利および義務を第三者に対して譲渡したり、使用权を与えたり、または関連する使用权を再許諾したりすることはできません。

(3) ユーザ・アカウント

下記に記載されている申込みと登録に基づき、DXC は各ユーザに一つ以上のユーザ・アカウントを提供します。これらのアカウントはパスワードによって保護され、ユーザによってのみアクセスが可能です。

IMDS へアクセスするためのアカウントを開くには、ユーザは登録申請プロセスに従って、現行の、完全かつ正確な情報を IMDS に提供することにより登録プロセスを完了しなければなりません。その後、ユーザはユーザ ID とパスワードを入手します。

ユーザは自分のユーザ ID とパスワードの機密を守ることについて専ら責任を負い、さらに、ユーザの領域外で、当該ユーザに起因しない第三者による場合を除き、ユーザはユーザ・アカウントの下で発生するすべてのアクティビティにつき全面的な責任を負わなければなりません。ユーザはユーザ・アカウントが許可なく使用されたり、セキュリティに違反があったりした場合は、直ちに DXC に通知することに同意します。本項内の以下に記載される場合を除き、ユーザのパスワードまたはアカウントが他人に使用された結果ユーザが被る可能性のある損害については、ユーザが知っているかどうかに関わらず、総じて、DXC は責任を負いません。

ただし、DXC は、下記に記載される制限内で、DXC の故意あるいは重過失による不正使用について責任を負います。

ユーザの重過失や故意の不法行為の場合は、ユーザは、自己のアカウントまたはパスワードが他人に使用されたことにより DXC およびその他の影響を受ける IMDS 利用者が被る損害について、責任を問われることがあります。誤解を避けるために記載しますが、ユーザは、ユーザの領域外の第三者によって引き起こされ、ユーザに起因しないデータの損失について責任を負いません。ユーザは、自己の組織内において、ユーザ ID およびパスワードを他者に譲渡しないものとします。

(4) カンパニアドミニストレータ/IMDS のエンドユーザ

IMDS の各ユーザは責任ある管理者（以下、「カンパニアドミニストレータ」という。）を選任しなければなりません。カンパニアドミニストレータは、登録プロセスでは責任ある管理者として特定されるものとし、上記第 3 項で言及されたユーザ ID とパスワードを受領します。

IMDS Terms of Use

カンパニアドミニストレータは、ユーザに代わってユーザ・アカウントにアクセスする、ユーザが選んだ従業員（以下、「エンドユーザ」という。）の登録と抹消に責任を負い、各エンドユーザに異なった種類の使用権を許諾することができます。また、カンパニアドミニストレータは自分自身をエンドユーザとして任命することもできます。各エンドユーザは自分だけのユーザ ID およびパスワードをカンパニアドミニストレータから受領します。

カンパニアドミニストレータは、ユーザ及びそのエンドユーザによる IMDS へのアクセスと使用権に関連する全ての問題、質問その他の事項に関して、DXC に対する単一のコンタクト先となります。

ユーザは、カンパニアドミニストレータが IMDS の使用に関して十分に適格であること、本書を理解していること、エンドユーザが本書を理解し本書に従って行動することにつき責任を負っていることを保証するものとします。ユーザはいつでも代わりとなるカンパニアドミニストレータを任命できます。ユーザは、カンパニアドミニストレータの変更は直ちに IMDS 上へ適切に登録することを保証するものとします。

(5) データ入力とデータのメンテナンス

データ供給ユーザは、データ受領ユーザが MDS を作成するために使用される可能性のあるデータを入力します。

IMDS に提供されたデータは、研究や経験を含め各データ供給ユーザの最良の知識に基づくものとします。データは各データ供給ユーザの現在の知識レベルを反映するものとします。DXC はシステムの機能性に責任を負いますが、ユーザが入力したデータの正確性または網羅性には責任を負いません。DXC が第三者（例：データ・リサーチ会社や IMDS マテリアル・カウンシル）に代わって IMDS にアップロードし、ユーザに利用可能にしたデータについての DXC の責任は、技術上のデータの正確性に限られるものとします。いかなる場合でも、DXC はデータ供給ユーザおよびデータの入力/変更日付を識別表示することによってデータ及びデータ供給ユーザの出所を追跡できるようにします。

DXC は、IMDS に提供されたデータが、当該データ供給ユーザによってのみ完成、変更、削除あるいはその他の方法により修正され得るものであることを保証するために商業的に妥当かつ適切な手段を講じるものとします。

(6) データの使用の範囲

(a) IMDS は、IMDS に提供されたデータへのアクセスが、DXC によって正式に登録されたユーザー（USER）に限定されるように設計されています。ユーザによる IMDS の利用およびアクセスは、当該ユーザが本利用規約に同意し、第 13 項に基づき利用停止されていない場合にのみ可能となります。ユーザ関連のデータ

DXC は、登録プロセスで提供されたデータ（以下、「ユーザ関連データ」という。会社名や住所等。）を全てのユーザに使用可能にしますが、これはデータを宛先に送信しリリースする目的（例：特定受領者リスト等によって）またはその他の必要な管理目的のためです。ユーザ関連データは、上述の目的においてのみ、他のユーザによって使用されることができます。

(b) ユーザが供給したデータ

データ供給ユーザが IMDS に入力したデータについては以下が適用されます。

データ供給ユーザは自ら入力したすべてのデータの所有者です。データ受領ユーザは、IMDS に提供されたデータを、IMDS のメンバーである OEM 製品で使用されるために報告された製品の材料や化学物質の書類を作成する目的において使用することができます。IMDS 非会員 OEM 製品でのデータの再利用は、「さらなるクライアント」(FURTHER CLIENTS)での使用と呼ばれ、第7項(c)で指定されているように許可される場合があります。IMDS に入力されたデータは、以下や後述される例に記載されているような同様の規制のために使用されることがあります。

(以下のユースケースの例は、すべてを網羅することを意図していないことにご注意ください)

- 型式認証、品質認証、IMDS 適合性チェックなど、企業固有の要件に基づく車両認証
(例：世界的な ELV 指令、GB/T 30512、RRR など)
- REACH、BPR、RoHS、TSCA、CSS (PFAS) などのような物質・材料義務
- 人権、動物保護、森林破壊、重要原材料、紛争鉱物などの企業の社会的責任 (CSR) およびその他の法的 CSR 義務 (例：サプライチェーン・デューディリジェンス法など)
- 輸出入コンプライアンス (米国輸出管理規制 EAR、輸出管理法 EU 規則 2021/8212 等のような)
- 気候保護、CO2 戦略 (例：電池規制による製品環境フットプリント (PEF / LCA)、持続可能な物質戦略 (CSS) またはデジタル製品パスポート (DPP) を含む持続可能な製品のためのエコデザイン規制 (ESPR))、循環経済および廃棄物処理に関する評価 (例：SCIP、IDIS) などの持続可能性情報。物流と不可抗力によるサプライチェーン寸断の緩和
- 不可抗力による物流・サプライチェーン寸断の軽減
- 労働者の安全、設備に対する安全衛生環境要件、製品安全データシート、安全使用説明書などの生産プロセスの改善
- 品質プロセス (重量比較など) およびエンジニアリングプロセス (PDM システム、テクニカルデータシートなど) のための研究開発の改善
- 自動車内排気ガス評価 (例：中国：GB/T 27630)

IMDS のデータは、サプライチェーンの開示やサプライヤーの商品コストの評価のために使用してはなりません。本書に記載されている以外の方法や目的のために IMDS を使用する場合は、データ供給ユーザおよびデータ受領ユーザの代表者から予め承認を得る必要があります。



DXC は、データ供給ユーザから送信されたデータが、指定されたデータ受領ユーザによってのみ、アクセス、閲覧またはその他の方法で利用可能な状態になるよう、商業的に合理的かつ適切な技術的措置を講じます。

データ供給ユーザは IMDS に入力されたデータを「機密」あるいは「社内使用データ」として表示する可能性があります。これらのデータは、各データ供給ユーザによって特定指名されたデータ受領ユーザのエンド・ユーザにのみアクセス可能であり、使用可能であり、いかなるデータ受領ユーザのいかなるダウンロードにも含まれません。機密あるいは社内使用データが他のデータ受領エンドユーザにも利用可能な状態になる（例：「送付」機能）前に、データ供給ユーザとデータ受領ユーザはこれらのデータの使用について合意しているものとします。

データ提供ユーザは、機密扱いとした物質が法規制に追加された場合、これを開示する責任を負います。

機密扱いの物質が GADSL または SVHC の一部となり開示が必要となった場合、データ提供ユーザへのシステム通知と定められた移行期間の後、この物質が開示されます。データ受領ユーザあるいは DXC のいずれも、IMDS に提供されたデータを販売、（再）許諾、譲渡あるいは商業的に利用することは許されません。本書またはあらゆる IMDS インターフェース・ライセンス契約に規定されていない他の目的で IMDS のデータを使用することは許可されていません。これには材料リストや基本材料情報やこれに類する一般的なデータも厳密に含まれます。

(c) DXC のアカウントへのアクセスとデータの使用

DXC は IMDS 内のいかなるデータも厳に機密として取扱い、ユーザ・アカウントやデータにアクセスすることはありません。ただし、IMDS 内の MDS 数やオンライン・ユーザ数を計算するといったシステム上の統計計算は例外となります。この情報はシステムによる匿名の抽出物として IMDS ステアリング・コミッティーに伝達されます。さらに、データへの DXC 内部のアクセスも、データ供給ユーザとの書面（電子メールで十分です。）による事前の同意の元で行われるものとし、セキュリティ担当者の監督のもとで、システム保守のためにアクセスする必要のある特別に選任された人員に限られています。

前述の機密保持に関する規定を何ら損なうことなく、DXC は IMDS に提供されたデータが本書を遵守しているかどうかを確認するため、これらのデータをレビューすることができます。但し、DXC がこれらのデータをレビューするのは、ユーザが本書を遵守していないことが見受けられる場合に限られます。

(7) 非合法的または禁止された使用の禁止

IMDS の使用条件として、ユーザは IMDS に損害を与えたり、機能不能にさせたりするような方法で IMDS を使用してはならず、または他のユーザによる IMDS の使用を妨害してはなりません。

(a) アクセスの取得



ユーザはハッキング、パスワード・マイニングやその他の方法により、いかなる IMDS のデータ、他のユーザ・アカウント、IMDS に接続されているコンピュータ・システムやネットワークに許可なくアクセスしようとすることはできません。ユーザは、いかなる方法でも、データ供給ユーザの意図に反してユーザに利用可能とされているいかなる資料や情報も入手してはならず、また入手しようとしてはなりません。

(b) データの収集

ユーザは、ウェブ・ブラウザによる IMDS オンラインスクリーンを使用することにより、または、IMDS-a2 ソフトウェアを使用することにより、独占的に IMDS データにアクセスすることができます。ユーザは、これらのスクリーンを使用してこのデータを一時的に見えるようにし、また、プリントアウトすることにより永久的に目に見えるようにすることができます。スクリプト、ブラウザ・プラグイン、ロボット、クローラー、その他の類似ツールを使ってこのデータを自動的に取り出すこと、さらに、自動的に処理することは禁じられています。

ただし、有効な IMDS Connect ライセンス(詳細は <https://public.mdsystem.com> を参照)の権限を所有しているユーザに限り、IMDS のデータを取り込んだり、関連する送信先企業用のデータを作成する目的のために、自社またはその他のデータプロセスシステムを利用することができます。

(c) データの公開/転送

ユーザは、IMDS のデータを一般に公開したり、第三者の商業的利益のために、IMDS のデータを IMDS 会員 OEM のサプライチェーン以外の第三者へ転送することは禁じられています。誤解を避けるために第 6 項 (b) で定義された“さらなるクライアント”が第三者ではないと認識します。エクスポートしたデータを社内システムでさらに利用するには IMDS からのデータダウンロードに関する追加契約(例えば、DXC と該当する IMDS ユーザとの間の「IMDS Connect」契約など)が必要となります。

ユーザは、品質および効率の観点から、自らの顧客や下位サプライヤーが IMDS を通じてデータを受け渡しできるよう、最大限の努力をもって IMDS の普及に努めるものとします。

また、ユーザは、自社の IMDS データが、サプライヤーの MDS に基づき、他の IMDS ユーザによって IMDS を通じて転送され得ることに同意するものとします。:

- 供給国において適用可能であり、定義された規則に従うと認識されたサードパーティシステムへ: <https://public.mdsystem.com/en/web/imds-public-pages/non-standard-data-use>

- この情報が規制要件を満たすために必要である限りは IMDS 以外の外部受信者へ

(d) トレーニング/ワークショップ

IMDS は、サプライチェーンのパートナー間でのデータの作成ややり取りの目的のみに利用されなければなりません。そのため、IMDS の本番環境を商業的なトレーニングやワークショップで使用することは、明示的に禁止されています。この規定の例外については、事前に DXC の書面による同意を必要とします。



IMDS の本番サーバシステムを企業の社内トレーニングで利用できるのは、その企業が自動車業界のサプライチェーンに属しており、さらに追加のユーザ ID やサプライチェーン内の他の企業とやり取りされるデータが新たに作成されないという条件下である場合に限りです。さらに、追加のデータは、本書で定義されている他のビジネスパートナーとの生産的なデータ交換を除いて IMDS 本番サーバシステム上に作成することはできません。

(8) IMDS 使用のコスト

IMDS は、参加している加盟 OEM 企業が会員企業として拠出する資金によって運営されており、これら加盟企業およびそのサプライチェーンによる専用利用を目的としています。

8.1. (ユーザの申込みと登録を含む IMDS 公式ホームページにおいて) インターネットのリンク (<http://www.mdsystem.com>) のシステムメニューを通じた IMDS とそのサービスの基本的な使用に、登録企業のサプライヤーおよびサブサプライヤーのみに費用はかかりません。疑念を避けるために、各々 IMDS を使用してサプライチェーン内の義務を果たし、参加している登録企業に要求された情報を提供することが認められます。

8.2. 企業は IMDS を使用して、サプライチェーンの末端における OEM (Original Equipment Manufacturer) として、独自の義務を果たします。この場合、DXC との別の契約の締結は必須です。疑念が生じた場合、登録者は説明のために DXC に連絡するものとします。

8.3. DXC は IMDS の基本的な使用に含まれない IMDS に関連する追加のサービスおよび機能を提供する権利を留保します。これらのサービスと機能は特定の料金を必要とする場合があります、そのようなサービスのユーザと DXC との間の別の契約で定義される必要があります。これは本書の規制対象外です。

IMDS を適切に適用するためには、ユーザは追加的な投資 (例えばインターネット接続、ユーザのハードウェアなど) を必要とする場合があります。このような追加的な費用または関連する費用は、ユーザが負担するものとします。

(9) システムやサービスの可用性

DXC は、本書に基づき、いかなる IMDS サービスも中断なく、適時かつエラーなく提供されることについて一切の責任を負いません。ただし、DXC は、重大な障害の影響を抑制するため、商業的に合理的かつ十分な技術的措置を講じ、必要なリソースの提供に努めます。ただし、ユーザと DXC 間で締結される、本書記載のサービス以外のサービスに関する異なったサービス・レベルを規定した別途の契約書は、この制限によって影響を受けないものとします。

(10) 運用時間

IMDS システムは、以下に制限される場合を除き、CET (中央ヨーロッパ標準時) の月曜日から金曜日で 24 時間利用が可能であり、DXC サービスセンターは、インターネットリンク (<http://www.mdsystem.com>) の IMDS 公式ホームページ内の「コンタクト」ページに明記さ

れている時間帯に利用可能です。しかし、DXC は保守等の理由で一時的にシステムをシャットダウンする権利を留保します。また、IMDS の利用に影響を及ぼさないような保守作業を除き、数時間程度の保守作業については、可能な限り事前に IMDS の画面に通知されます。

(11) システム・セキュリティ

IMDS はマーケット上で利用可能な最も適切な技術情報セキュリティ原則を考慮して開発されました。DXC は、情報技術に関する適切な基準に沿って、システムのセキュリティに更なる変更を加えなければならず、またその権利を留保します。

(12) IMDS 使用条件確認書の修正

システムに関連したセキュリティや、アクセスやパフォーマンスの制限などの他の深刻な問題が発生した場合、DXC はシステムの乱用を防ぐことを目的に、および/または IMDS の更なる機能性と効率性を保持することを目的に本書を修正します。DXC はそのような修正を実行する場合、事前に主要なユーザ団体と協議し、彼らにその変更の理由を開示し、本書の変更の必要性を検討します。本書を修正する際は、DXC は修正された使用条件が有効になる少なくとも 30 暦日前までに、ユーザに対し郵便あるいは電子メールにて報告します。仮にユーザがかかる修正された本書を書面あるいはオンラインで受諾しない場合は、ユーザおよび DXC は第 13 項の第 2 段落の内容に従い、30 暦日前の通知により本書を解約する権利があります。但し、機能性または可用性に関するさし迫った危険があり、システムへの緊急な処置が必要と思われる特別な場合には、DXC はユーザ団体への事前の相談を行う義務を免除されるものとします。

(13) 終了/アクセスの制限

ユーザによる本書の重大な違反が発生し、ユーザが書面での通知受領後 30 暦日以内に違反を是正できない場合、ユーザの IMDS へのアクセスと IMDS を使用する権利は、DXC により終了されます。ユーザによる本書への重大な違反があった場合、該当するユーザあるいはエンドユーザの IMDS へのアクセス停止は即座に適用され、ユーザが 30 暦日以内 にその違反を是正するまで続きます。

ユーザは DXC へ書面で通知することにより、理由を述べることなく、いつでも IMDS の使用を終了することができます。重大な違反によりユーザが IMDS の使用を終了することができる権利は、影響を受けません。ユーザは、DXC がアカウント内の IMDS のストレージ・スペースに関して合理的な制限を設けることがあることに同意します。DXC はユーザにより 6 ヶ月を超える期間使用されていないアカウントについて、少なくとも 30 暦日の事前通知と、ユーザが書面を受領してから 20 暦日以内に無効になることを拒否していないことを前提に、これを無効にする権利があります。ユーザ・アカウントが無効とされた場合、DXC はユーザへの事前の通知後(削除以前の少なくとも 1 週間前)、当該アカウントに関連する全てのデータを破棄します。ユーザはデータが破棄される前に自分のアカウントのデータのコピーを DXC からもらうことができます。このコピーの入手にかかる費用はユーザの負担になります。終了後、ユーザは直ちに IMDS の使用を中止しなければなりません。前述にかかわらず、DXC は終了後、ユーザに関するすべてのデータおよび情報の 1 コ

ピーを証拠としての目的においてのみ保有することができ、それらは DXC の法務にて保管されます。そのようなデータや情報は第 6 項(b)に従って DXC により機密として管理されます。

尚、後日、ユーザが無効となったアカウントの使用を依頼する場合、DXC に通知することとし、DXC は 3 営業日以内に当該アカウントを有効にします。

(14) 著作権

ユーザは、IMDS ソフトウェアを修正、変更、改造または統合してはならず、IMDS を使用するために機能的に必要な場合を除いて、その全部か一部かを問わず複製してはならず、DXC の事前の書面による承認を得ることなく、他のサービスやシステムで IMDS の名前を使用してはなりません。

(15) 不可抗力

本書における義務の履行にあたり、不履行や遅延が、直接的か間接的かを問わず、不当に危険であるか、アクセスが妨げられるような火事、洪水、労働争議、または、地震、自然災害、あるいはいかなる国の暴動、内戦、反乱、革命等、当該当事者(以下、「被害当事者」という。)の合理的支配の及ばない理由である場合は、被害当事者がかかる不履行や遅延の原因でなく、合理的な予防措置で防ぐことができず、代替の資源や回避策といったその他の手段を使うことにより不履行や遅延が回避できないという条件のもとで、かかる不履行や遅延についてはどのいずれの当事者も責任を負わないものとします。

このような場合は、そのような状況が続き、被害当事者が遅滞なく商業的に合理的と思われる努力をしてサービスの履行や遵守を再開しようと努めるかぎり、それ以上の義務の履行と義務の遵守を免れるものとします。この場合、被害当事者は即座にそのような遅延を引き起こしている状況を合理的なレベルで詳細に記述し、他の当事者(DXC および/ またはユーザ(複数))に通知するものとします。

(16) 責任の制限

16.1. いずれの当事者も、IMDS サービスおよびそのデータの上の損害および例えば IMDS のデータの転送、貯蔵、受領に関連した損害については、かかる損害が重過失または故意によって生じた場合を除き、一切責任を負いません。

但し、これらの責任の制限は、生命や身体、健康への被害や、典型的な予測できる損害、重大な契約義務違反などについての、強制的な義務には適用されません。

16.2. 重過失の場合、DXC の責任は、比較可能な状況において通常発生しうる当該損害に相当する金額に制限されます。

16.3. DXC は、いかなる場合も損害賠償の責任を負わず、また損害賠償の範囲には以下が含まれません。(a) 収益、利益、営業権、または予想される貯蓄の損失、(b) 事業の中断または事業価値の減少に関する損失、または (c) 特別、付随的、間接的、懲罰的、または慰謝料の損失または損害。



(17) 補償

17.1 データ受領ユーザは、データの入力およびその正確性と適切性が専らデータ供給ユーザの管理下にあることを了解、同意するものとします。

17.2 上述の第 16 項に従うことを条件に、DXC は、DXC が本書を完全な形にしてない、あるいは IMDS 内に不適切に本書が設置されていることから生ずる、あるいはそれに関連したすべての第三者からの請求につき、データ供給ユーザを補償します。

(18) 電子的なデータの転送について

電子的なデータ転送を使用しているため、DXC およびデータ供給ユーザは、データ受領ユーザが受領したデータが正確で、完全であり、正しいシーケンスに配列されており、印字ミスがなく、エラーがなく、破壊的な要素やウィルスがないことに関して、いかなる表明も保証もしないものとします。データ受領ユーザは、IMDS およびそれに関連する一切の所見について、自己の責任においてのみ依拠するものとします。

(19) 第三者のウェブサイトへのリンク

IMDS のサイトには第三者のウェブサイト（以下、「リンク先サイト」という。）へのリンクがはってあります。リンク先サイトは DXC のコントロール下になく、DXC はリンク先サイトの内容（リンク先サイトにあるリンクを含むがこれに限られない）、あるいはリンク先サイトの変更や更新につき責任を負いません。

DXC はウェブ・キャスティングあるいはリンク先サイトから受領されたその他の形式の通信について責任を負わず、またリンク先サイトが正しく運営されていなくとも DXC は責任を負いません。DXC はこれらのリンクをユーザの利便性のためにのみ供給しており、リンクを設定することは、当該サイトを DXC が是認していることおよびその運営者と関連があることを意味するものではありません。ユーザはリンク先サイトに掲載されているプライバシーに関する記述やリンク先の使用条件を参照して遵守することに責任を負います。

(20) 準拠法および管轄裁判所

本書の有効性、解釈および本書の実施、および本書に基づく当事者の権利と義務は日本法に準拠して解釈されます。本書から生ずるあるいは本書に関連するあらゆる紛争に対する専属管轄権は東京地方裁判所とします。

（注：日本国内でご利用される前提で、準拠法を日本、専属管轄権を東京地方裁判所としております。）

(21) 輸出入規制

第 20 項「準拠法および管轄裁判所」に加え、ユーザは、本書が、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、技術データもしくはその他の物品、またはそれらの派生物の米国または他国からの輸出および他国への輸入に関する米国政府およびその他の適用される法律、規制、命令またはその他の制限に明示的に従うことを承認するものとします。本書に定める別段の定めにかかわらず、いずれの当事者も、直接または間接に、コンピュータの

IMDS Terms of Use

ハードウェア、ソフトウェア、技術データもしくはその他の品目、またはそれらの派生物を輸出（または再輸出）せず、またそれらの出荷を許可しないものとします。

(a) キューバ、北朝鮮、イラン、北スーダン、シリア、ウクライナのクリミア地域、ベネズエラ、または米国が制裁を課しているその他の国へ（またはその国民もしくは居住者に）の輸出。

(b) 米国財務省の特別指定国民リスト、特別指定テロリストリスト、特別指定麻薬密売人リスト、米国商務省の拒否当事者リスト、米国商務省の拒否命令表または拡散懸念団体リスト、または米国国務省の拒否当事者リストに掲載されている者に対しての輸出。

(c) 米国政府または米国政府機関が輸出許可またはその他の輸出許可を必要とする個人、国または仕向地に、当該許可またはその他の必要な許可を先に取得することなく、輸出すること。

DXC サービスを使用することにより、ユーザおよびユーザが許可した第三者は、当該国に所在していないこと、当該国の支配下にないこと、当該国の国民または居住者でないこと、および当該国の政府リストに含まれていないことを表明し保証するものとします。

DXC がサービスを提供する際に使用またはアクセスするユーザデータ、ユーザソフトウェアまたはユーザベンダ ソフトウェアが、国際武器取引規制（ITAR）またはその他の適用法に基づき輸出規制されている場合、ユーザは 10 日以上前に DXC に書面にて通知しなければなりません。明示的に合意された場合を除き、サービスの一部を米国外に提供するために輸入が必要となる品目の記録上の輸入者はユーザであり、輸出入管理法に関して、ユーザはその責任範囲内で遵守する責任を負うものとします。各当事者は、相手方に合理的に協力し、本書に基づく支払または製品もしくはサービスの輸出入に必要な承認、同意、ライセンスおよび/または許可を得るために合理的に要求されるエンドユーザ証明書、再輸出に関する宣誓書またはその他の証明書もしくは文書を、要求に応じて相手方に速やかに提供するものとします。本第 21 項の規定は、理由の如何を問わず、本書の満了又は終了後も存続するものとします。

第 20 項については、影響を受けません。

(22) 最終条項

本書の条項の一部が無効あるいは実行不可能であることが証明された場合でも、その他の規定の有効性は影響を受けないものとします。

上記規定は、本書に脱遺・遺漏があった場合にも準用されます。本書で明示的に許諾されていない権利は全て DXC に留保されます。